

## 45 真の分権型社会の実現に向けて

県担当課（室） 政策企画総局 財政課 市町村課

### 【徳島県の現状と課題】

#### 《平成23年度国予算の内容》

- ◇ 地域の自由裁量拡大のため、「地域自主戦略交付金」を創設(5,120億円)

#### 《国の出先機関原則廃止に向けた「アクション・プラン」》

- ◇ 出先機関の事務・権限を「ブロック単位」で移譲することを推進 (P1)

#### 《民主党の政権政策 Manifesto2009, 2010》

- ◇ 地域主権
  - ・国と地方の協議の場を法律に基づいて設置(2009 : P19)
  - ・2011年度に投資への補助金を一括交付金化(2010 : P18)

#### 《現状》

- 4月28日に、国と地方が政策の企画立案時から対等なテーブルにつき、協議することを義務付けた「国と地方の協議の場に関する法律」など3法が成立した。一方関西では、昨年12月、地方自治法に基づく特別地方公共団体「関西広域連合」が設立され、国の出先機関の受け皿整備がなされている。
- 今年度、都道府県向けの投資関係補助金等の「一括交付金化」が実施され、平成24年度は、第二段階として、市町村分を含め、総額1兆円強の規模となる見込み。

#### 《課題》

- ◆ 震災からの復興・復旧に向けた取組み、国の出先機関改革、社会保障と税の一体改革など山積する課題に、国と地方が対等なテーブルにつき、迅速かつ効果的に推進するには、早急に「国と地方の協議の場」を開催し、「実効性」のある仕組みを構築する必要がある。
- ◆ 「地域自主戦略交付金」は、初年度、総額の9割程度が継続事業分として一次配分されたが、全国一律で大幅に削減されており、同交付金の目的とされる「地方の自由裁量の拡大」とは反対の結果となっている。  
また、補助金適正化法の対象とされ、会計検査など、国の関与が残された制度となっており、地方の自由度がどこまで確保されるか懸念される。

### 平成24年度政府予算編成に向けて

### 【徳島発の政策提言】

#### 《具体的内容》

- ① 「国と地方の協議の場」を早急に開催し、例えば、震災からの復旧・復興対策、国の出先機関改革、高速道路料金の地域間格差是正など「今年度の協議テーマ」を決定し、月1回程度開催するなど「開催を定例化」とともに、スピード感を持って、「実効性」のある仕組みを、地方と共に構築すること。
- ② 「一括交付金」の制度設計、及び24年度からの市町村への導入にあたっては、必要な総額の確保をはじめ、地方の意見を十分に反映させ、「地方の自由度」の拡大に資する制度を構築すること。
  - ・必要な総額をしっかりと確保すること。
  - ・「地域間格差是正の観点」を十分に反映した配分を行うこと。
  - ・地方の実情に応じて機動的に活用できる「自由度の高い」交付金とすること。

主管省庁局名 内閣府地域主権戦略室  
関係法令等 地方自治法、国と地方の協議の場に関する法律

## 1 国と地方の協議の場の早急な開催を！

**提言① 「協議の場」をまず「開催」！**

**提言②**

**【協議対象の明確化】**

例えば

- 「東日本大震災」からの復旧・復興
- 国の出先機関改革
- 高速道路料金の地域間格差是正
- 社会保障と税の抜本改革

**【開催の定例化】**

- 月1回程度、毎月第○曜日開催など定例化

テーマに応じ、「分科会」を設置



運営する仕組みづくりから「地方の意見」を反映し、「実効性」のある「協議の場」を構築！

■国と地方の協議の場に関する法律 平成23年4月28日成立、5月2日施行

- 協議対象(第3条) ・国と地方の役割分担、地方行財政・税  
・経済財政政策、社会保障政策、教育、社会資本整備に関する政策など、地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられるもの
- 招集等(第4条) ・議長が協議の場に諮って定める回数招集
- 分科会(第5条) ・特定事項に関する調査研究の実施

## 2 必要な総額を確保した上で、地方の自由度を広げる一括交付金を！

平成24年度

一括交付金化の「第二段階」として、市町村向けの補助金に対象を拡大(総額1兆円規模)

課題①「安全・安心の推進」、「切れ目のない経済雇用対策」が地方の喫緊の課題  
→**提言① 「必要な総額」をしっかりと確保すること**

課題② 財政力の弱い自治体、社会基盤整備の遅れた自治体など、地域間格差の是正  
→**提言② 「後進地特例による嵩上げ」など、現行の枠組みの存続はもとより、「社会資本整備率」など、「新たな指標」を加え、配分を行うこと**

課題③ 地方の知恵と工夫が活かせる制度設計  
→**提言③ 年度間事業費の変動に計画的・弾力的に対応できるよう、「基金への積立」を可能とすること  
また、事後評価の導入については、「国の関与」が最小限となるよう配慮すること**

真に「地方が自由に使える交付金」として制度を確立

## 46 地方の自主財源の充実について

県担当課（室） 財政課，税務課，市町村課

### 【徳島県の現状と課題】

#### 《財政運営戦略》（P 10）

##### ◇ 中期財政フレーム（23～25年度）

- ・地方の一般財源総額については、実質的に22年度の水準を確保する。

#### 《平成23年度国予算の内容》

##### ◇ 地方の一般財源総額 59.5兆円（前年度比+0.1兆円，+0.1%）

- ・地方交付税 17.4兆円（前年度比+0.5兆円，+2.8%）  
※別枠加算 1.3兆円（税制抜本改革時まで継続，金額は毎年度決定）
- ・実質的な地方交付税 23.5兆円（前年度比△1兆円，△4.3%）

#### 《現状》

- 平成23年度の地方財政への対応においては、地方税の伸び、地方交付税の増額などにより、地方の一般財源総額は確保された。  
本県23年度当初予算においても、22年度並の一般財源が確保できた。
- しかし、本県においては、平成16年度以降の地方交付税の大幅削減により、職員数の大幅削減や臨時的な給与カットを行うなど、まだまだ厳しい財政運営を強いられている上、社会保障関係費の自然増や依然続く厳しい経済・雇用情勢に対応していくため多額の経費が生じている。
- 景気の先行きは予断を許さない状況であり、今後の国税や地方税収入の確保が懸念される。

#### 《課題》

- ◆ 真の分権型社会確立のためには、安定的な地方の自主財源総額確保策が必要である。
- ◆ 中期財政フレームにおいて、地方交付税が基礎的財政収支対象経費とされており、必要な地方の一般財源総額確保の制約要因とならないか懸念される。
- ◆ 社会保障と税の一体改革における地方消費税の取扱いが懸念される。

平成24年度政府予算編成に向けて

### 【徳島発の政策提言】

#### 《具体的内容》

##### ① 地方交付税については、必要な総額を確保し、機能の充実強化を図ること。

- ・地方交付税については、**財源保障機能の強化**，自治体の財政運営の予見性向上のため、**法定税率の引き上げ**や**別枠加算の継続**により、**安定的な総額確保策**を講じること。
- ・地方交付税の配分については、**地域間格差是正**の観点から、財政力の弱い自治体に重点配分するしくみを拡充するなど、より一層、**財政調整機能を強化**すること。

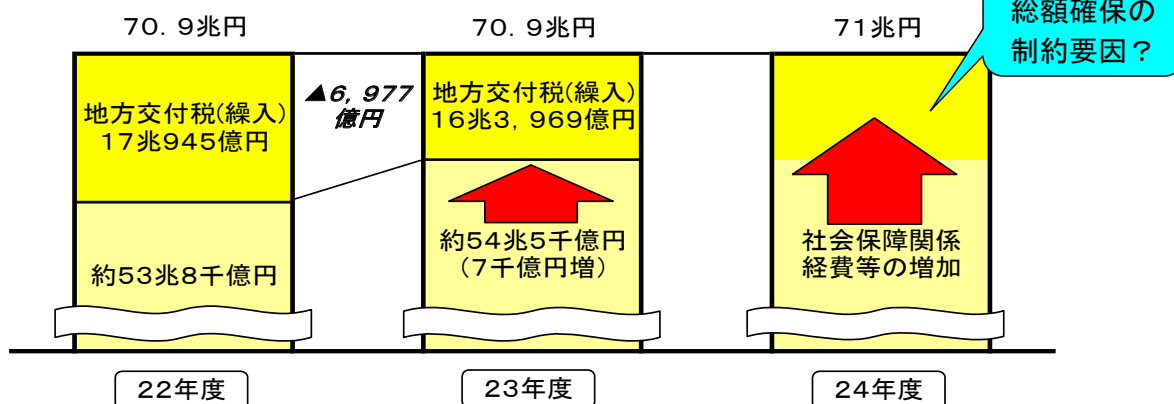
##### ② 地方税については、**税収が安定的な地方税体系の構築**に取り組むこと。

特に、**社会保障と税の一体改革**に当たっては、**地方の参画**の下、**地方の意見や役割、制度運営の実態**を十分踏まえ、制度設計を行うこと。

主管省庁局名 総務省自治財政局・自治税務局  
関係法令等 地方交付税法，地方税法

## 中期財政フレームと地方交付税

### ■ 基礎的財政収支対象経費の状況



※地方交付税（繰入）＝法定率分＋一般会計加算分

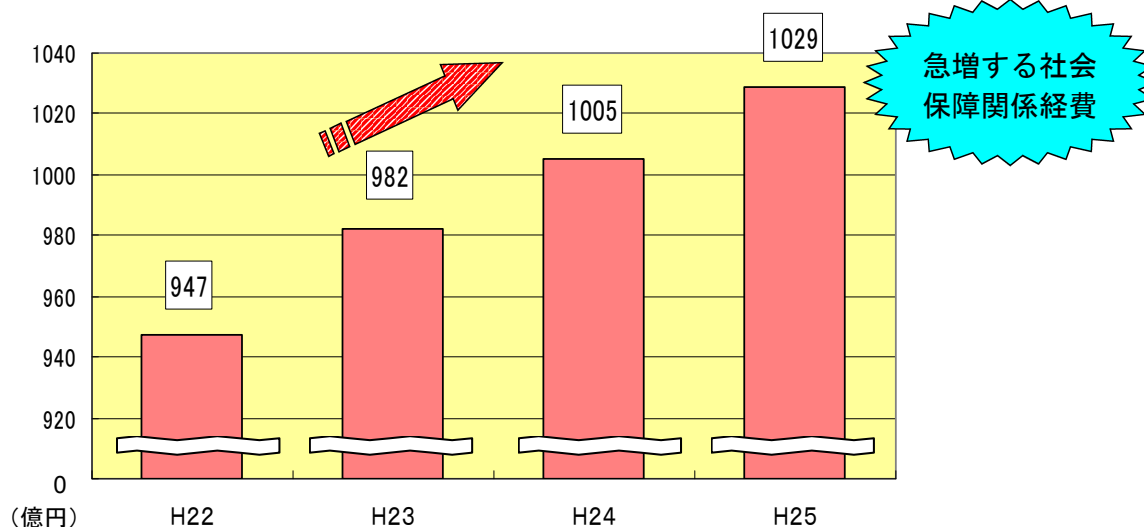
↑  
既往法定分等＋別枠加算分

中期財政フレームの「基礎的財政収支対象経費」の大枠71兆円が、平成24年度以降交付団体の地方交付税総額をはじめとした一般財源確保の制約とならないか懸念される。

## 消費税と地方財政の状況

### ■ 社会保障関係経費の状況

徳島県（県分＋市町村分）の社会保障関係経費（一般財源ベース）の将来推計



※22年度当初予算をベースに「経済財政の中期試算」の経済想定等により推計

地方は、社会保障給付に対する応分の負担に加え、地方独自のサービスを含め、医療・介護・保育など雇用創出効果の高い現物給付を担っており、地方消費税の引き上げ等による安定財源の確保が不可欠。

# 47 地方公共団体への寄附金に係る税控除制度の充実について

県担当課（室） 政策企画総局

## 【徳島県の現状と課題】

《民主党の政権政策(Manifest2010)》(P21)

◇ 39. NPO税制の見直し

《民主党政策集(INDEX2009)》(P21)

◇ 税制

### 《現状》

#### 制度の改正状況等

- 所得税法等の一部を改正する法律（平成22年4月1日施行）
  - ・平成22年分以後の所得税について、寄附金控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げ
- 平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日)
  - ・平成24年度分以後の個人住民税について、寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げ
  - ・寄附金控除の年末調整化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、源泉徴収義務者等の意見を聴取しつつ、実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかを検討

### 《課題》

- ◆ 「ふるさと納税制度」は、所得税と個人住民税の両方から寄附金控除を受けるためには確定申告が必要であることや、自己負担が発生することなどが、利用拡大を妨げる一因となっている。
- ◆ 法人からの寄附金については、「全額損金算入」という優遇措置が講じられているものの、個人の場合と同様に「自らの税の使い道を自ら選択できる」制度の創設が求められている。
- ◆ 大規模災害発生時には、被災地方公共団体に対して多額の義援金が寄せられることから、被災自治体への寄附者の善意を税制面で支援するため、寄附金控除制度のさらなる拡充が望まれる。

〔 <参考> 宮崎県寄附実績 H21年度： 15件 3,988,500円  
H22年度：4,570件 153,054,191円 〕

平成24年度政府予算編成に向けて

## 【徳島発の政策提言】

### 《具体的内容》

納税者の意思をさらに反映できる制度とするため、地方公共団体への寄附金に係る税控除制度の充実に寄与する次の措置を講じること。

- ① 個人の地方公共団体への寄附金控除について、給与所得者の年末調整の対象に「寄附金控除」を追加するとともに、**2千円の適用下限額を撤廃し**、ふるさとを想う納税者の利便性を向上する制度とすること。
- ② 法人の地方公共団体への寄附金控除について、現行の「全額損金算入」という優遇措置に加え、**法人住民税に「税額控除」を導入する**など、寄附を促進する制度とすること。
- ③ **大規模災害発生時における被災地方公共団体に対する寄附金については、税額控除額の算定における個人住民税所得割の額の1割の限度額を2割に引き上げる**など、より寄附者の善意を反映できる制度とすること。

主管省庁局名 財務省主税局、総務省自治税務局  
関係法令等 所得税法、地方税法

# 「ふるさと納税制度」のさらなる充実

## 制度の経緯

平成20年4月30日  
「地方税法等の一部を改正する法律」公布

### 「ふるさと納税制度」の実現

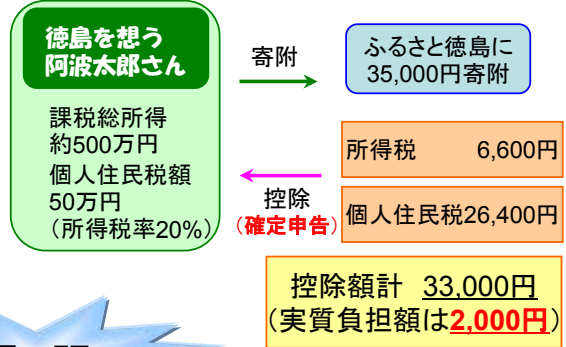
この制度を活用し、「本県ゆかりの県外在住者」  
や「法人企業」を対象に広く寄附金を募集

#### 制度の改正状況

平成22年4月1日  
「所得税法等の一部を改正する法律」施行  
・所得税の寄附金控除の適用下限額を  
5千円から2千円に引き下げ

平成22年12月16日  
「平成23年度税制改正大綱」閣議決定  
・個人住民税の寄附金控除の適用下限  
額を5千円から2千円に引き下げ  
・寄附金控除の年末調整化を検討

#### <H23年度税制改正後の制度>



## 課題

- 寄附金控除を受けるためには、確定申告が必要
- 2千円の自己負担が発生する
- 法人についても、個人と同様に「自らの税の使い道を自ら選択できる」制度の創設が求められている
- 大規模災害発生時には、被災自治体への寄附者の善意を税制面で支援する仕組みが必要である

納税者の意思をさらに反映できる制度に！

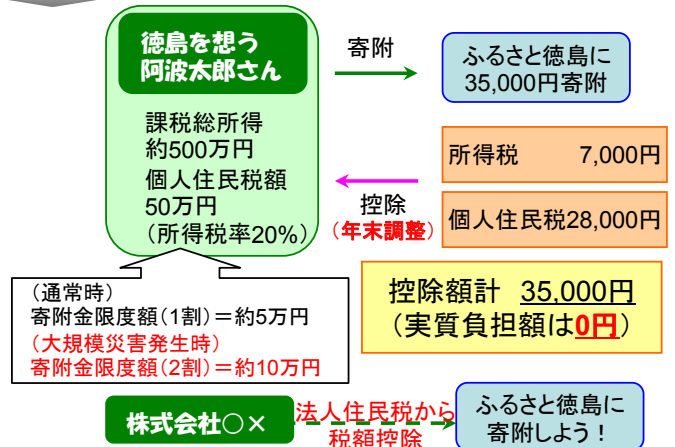
## 提言

- ① 給与所得者の年末調整の対象に「寄附金控除」を追加  
2千円の自己負担の撤廃
- ② 法人の地方公共団体への寄附金について、法人住民税の「税額控除」の導入
- ③ 大規模災害発生時、個人住民税の特例控除の限度額を1割から2割に引き上げ

個人からの寄附を促進

法人からの寄附を促進

大規模災害時の寄附を促進



## 48 地域分散型エネルギー政策の推進について

県担当課（室）環境首都課

### 【徳島県の現状と課題】

#### 《新成長戦略》

- ◇ 再生可能エネルギーの普及拡大支援策等を通じて日本の経済社会を低炭素型に革新（P16）

#### 《平成23年度国予算の内容》

- ◇ 再生可能エネルギーの導入拡大（経済産業省：H23予算43,000百万円）
- ◇ 産業・民生部門への省エネ設備等導入支援（経済産業省：H23予算57,800百万円）
- ◇ クリーンエネルギーの導入加速化（経済産業省：H23予算33,100百万円）

#### 《民主党の政権政策 Manifesto2010》

- ◇ グリーン・イノベーション（P4）
  - ・ 再生可能エネルギーを全量買い取る固定価格買取制度の導入と効率的な電力網（スマート・グリッド）技術開発、普及
  - ・ 地球温暖化対策税を活用した企業の省エネ対策などを支援

#### 《現状》

- 電力の供給源は、地域的に偏在する火力、水力、原子力などの発電所に依存しており、太陽光や風力など再生可能エネルギーの活用が求められている。
- 本県ではとくしま新成長戦略（グリーンニューディール）推進事業により、企業の太陽光発電などの導入を積極的に支援している。

#### 《課題》

- ◆ 東日本大震災を教訓に「再生可能エネルギーの導入」を加速させ、地域ごとのエネルギー自給率を向上させるため、「**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法**」の**早期成立**が必要である。

平成24年度政府予算編成に向けて

### 【徳島発の政策提言】

#### 《具体的内容》

東日本大震災を踏まえ、**エネルギーの安定供給や災害対策の観点から、地域に豊富に存在する太陽光や風力など、再生可能エネルギーの導入を加速させ、地域のエネルギー自給率を向上させるための施策を早急に講じること。**

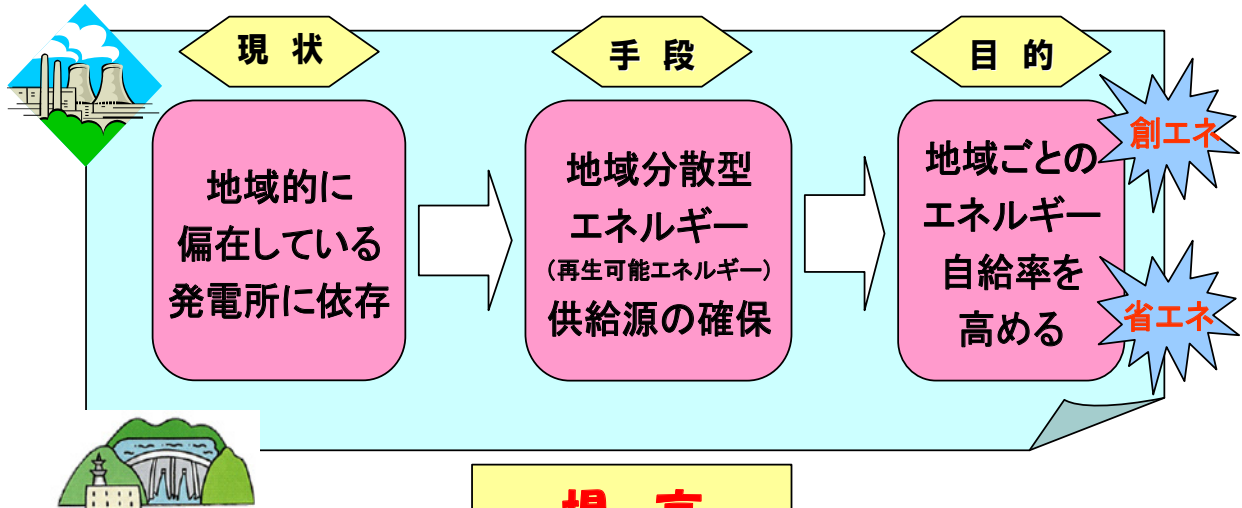
- ① **太陽光や風力などの再生可能エネルギーの導入を進めるため、メガソーラーなど、地域における発電施設の整備のための支援の充実を図ること。**
- ② 家庭や工場等における、再生可能エネルギーの導入や省エネ施設の設置を推進するため、**都道府県が地域の特性に応じて支援できる基金を創設すること。**
- ③ 地域レベルで電力利用の効率化を実現するため、電力の需給バランスを調整する**次世代の送配電網（スマートグリッド）を早期に構築すること。**

主管省庁局名 総務省自治行政局，経済産業省経済産業政策局・産業技術環境局・資源エネルギー庁，環境省総合環境政策局・地球環境局  
関係法令等 エネルギー政策基本法，エネルギーの使用の合理化に関する法律，地球温暖化対策の推進に関する法律



災害に強い

## 再生可能エネルギーを活用した安全な地域づくり



## 提言

公有地を活用した発電施設の整備をモデル事業としてバックアップ

①地域におけるメガソーラー，風力発電などの整備に対する国の支援の充実強化

施設建設費の補助

くらしの安全・安心を守るため、太陽光発電を家庭に整備

②事業者等が行う再生可能エネルギーの導入等を都道府県が支援できる基金の創設

リチウムイオン電池による蓄電設備の整備

LED照明をはじめとした省エネ設備

中山間地の小水力発電を活用した地域再生

③地域レベルで電力利用の効率化を実現するため、スマートグリッドを早期に構築

電力の需給バランスを調整し、電力の安定供給を実現



## 49 「温室効果ガス削減施策」の推進について

県担当課（室） 環境首都課

### 【徳島県の現状と課題】

#### 《新成長戦略》

- ◇ 再生可能エネルギーの普及拡大支援策等を通じて日本の経済社会を低炭素型に革新（P16）

#### 《平成23年度国予算の内容》

- ◇ 地球温暖化対策の税は、制度創設されたが、「地方財源の確保・充実する仕組み」は平成24年度実施に向け更に検討（H23税制改正大綱）
- ◇ 電気自動車等及び充電設備等を設置する者に必要な経費の一部を補助（経済産業省：H23予算29,100百万円）

#### 《民主党の政権政策 Manifesto2010》

- ◇ グリーン・イノベーション（P4）
  - ・ 地球温暖化対策税を活用した企業の省エネ対策等を支援・エコカー普及支援
- ◇ 規制改革（P4）
  - ・ 再生可能エネルギーの普及拡大に向けた発電施設等にかかわる規制の見直し

#### 《現状》

- 再生可能エネルギーの導入には煩雑な事務手続きが必要であり時間がかかる。
  - ・ 小水力に関しては、農業用水や水道用水など、既に水利使用の許可を得ている水を利用し、小水力発電を行う場合でも、水利目的が異なるため、改めて発電水利使用の許可が必要である。
  - ・ 太陽光に関しては、20kw以上であれば、技術者の選任や規程の届出等の手続きが必要である。
- 地球温暖化対策では地方においても、予算面で国と同等以上の事業を実施するとともに、より住民に密着した施策を講じている。

#### 《課題》

- ◆ 低炭素社会実現の柱である
  - ・ 「再生可能エネルギーの導入」を加速させるためには、規制緩和が必要である。
  - ・ 「電気自動車の普及」を促進するためには、急速充電設備の設置が必要である。
- ◆ 地域の実情に応じたきめ細やかな地球温暖化対策が縮小される懸念がある。

平成24年度政府予算編成に向けて

### 【徳島発の政策提言】

#### 《具体的内容》

- ① 「再生可能エネルギーの地産地消」を推進し、地域の振興・活性化や地域での雇用創出を図るため、再生可能エネルギー導入の際に規制緩和等を行うこと。
  - ・ 農業水利等を活用する「小水力発電」が円滑に進むよう規制緩和を図ること。
  - ・ 事業者用の「太陽光発電」の導入を促進させるため規制緩和を図ること。
  - ・ 観光振興、地域振興を進めるため、レンタカー事業者に限り、太陽光発電とリチウムイオン電池による蓄電システムがセットとなった急速充電設備の設置及び電気自動車等の購入の際には、補助率の嵩上げを行うこと。
- ② 地球温暖化対策に関する地方財源の確保・充実に当たっては、地方が果たす重責を考慮した仕組みを実現すること。
  - ・ 地域の実情に即した効果的な地球温暖化対策を強力に推進できるよう、国の地球温暖化対策のための税収と同額を地方財源とすること。
  - ・ 地方公共団体への配分に当たっては、CO<sub>2</sub>の主要な吸収源である森林面積や地方の中核を占める中小企業の割合等を加味すること。

主管省庁局名 総務省自治行政局・自治税務局，財務省主税局，経済産業省経済産業政策局・産業技術環境局・製造産業局・資源エネルギー庁，国土交通省河川局，環境省総合環境政策局・地球環境局

関係法令等 エネルギー政策基本法，エネルギーの使用の合理化に関する法律，電気事業法，河川法，地球温暖化対策の推進に関する法律

## 提言1 再生可能エネルギーの導入促進

### 現状は、

#### ①「小水力発電」

◆許可には、**手続きに時間と手間**が。

#### ②「太陽光発電」

◆事業者用(20kw以上)の場合、**手続きが煩雑**。

#### ③「急速充電設備」「電気自動車」

◆急速充電設備は**1/2を補助**  
電気自動車は同種の自動車との**差額の1/2を補助**。

賦存量はあるが  
開発が  
進んでいない

全量固定価格買取  
制度の創設に備えて

規制緩和

支援強化

### 円滑な導入に向けて

#### ①農業用水利等に従属する

「小水力発電」水利

◆河川法の**許可から届出に**  
変更を。

#### ②100kw未満の「太陽光発電」

◆**事業用から一般用に変更**を。

#### ③レンタカー事業者による

「急速充電設備」「電気自動車」

◆太陽光発電+リチウムイオン電池  
がセットの場合には、**補助率の嵩上げ**を。

地域活性化  
雇用の創出

観光振興  
地域振興

発電された  
再生可能エネルギー  
を観光客・県民にPR

## 提言2 地球温暖化対策のための地方財源の確保・充実

### 平成23年度税制改正大綱

- 「地球温暖化対策のための税」  
平成23年10月1日から実施。
- 「地方財源を確保・充実する仕組み」  
平成24年度実施に向け成案を  
得るべく更に検討。

地方では  
国以上の  
対策を実施

地域の実情  
にあった  
制度設計  
の構築

地方が果たす重責を  
最大限考慮

きめ細やかな  
温暖化対策

①国の税収と同額を  
地方財源に。

②森林面積や小規模企業  
の割合を加味。

## 50 ニホンジカの食害対策及び狩猟者の確保対策について

県担当課 自然環境課，農村振興課，西部総合県民局

### 【徳島県の現状と課題】

#### 《平成23年度国予算の内容》

- ◇ 国立公園等における大型獣との共生推進費  
(環境省 平成23年度政府予算案 76百万円)
- ◇ 鳥獣保護管理に係る人材育成事業費  
(環境省 平成23年度政府予算案 42百万円)
- ◇ 鳥獣被害防止総合対策交付金  
(農林水産省 平成23年度政府予算案 11,283百万円)  
(うち緊急対策枠 10,001百万円)

#### 《現状》

- 剣山周辺地域をはじめとする高標高域におけるニホンジカの生息数が急増しており、希少植物及び自然林への食害被害が深刻化している。
- 狩猟者の高齢化や狩猟者数の減少が顕著となっている。
- H21年12月の「銃刀法」の改正により、射撃技能に関する講習や猟期前射撃練習などが追加され、狩猟者の負担が大きくなり、狩猟者が減少している。

#### 《課題》

- ◆ 従来の捕獲方法に代わる効率的な捕獲方法の開発が必要である。
- ◆ 狩猟者の確保・育成を図る必要がある。
- ◆ 効果的・効率的な捕獲を推進するため、関係法令の規制緩和が必要である。
- ◆ 農作物被害が増加しており、なお一層の対策の強化が必要となっている。

平成24年度政府予算編成に向けて

### 【徳島発の政策提言】

#### 《具体的内容》

- ① 剣山周辺地域をはじめとする高標高域の森林生態系の保全を図るため、ニホンジカの効果的な捕獲方法の技術開発等を行うことを目的としたモデル事業を創設するとともに、モデル事業を効率的に実施するため、関係法令の規制緩和を行うこと。

鳥獣保護法第38条に規定する日出前及び日没後における狩猟の制限及び銃刀法第10条の7に規定する消音器等の所持禁止について、効率的な個体数調整捕獲を推進するため、自治体が指定する区域において計画的に行う個体数調整捕獲等に限っては、夜間捕獲及び猟銃への消音器の取り付けを可能とする規制緩和を行うこと。

- ② 狩猟者の負担を軽減し、狩猟者の安定的確保を図るため、銃器所持許可証の更新に関する規制緩和を行うこと。

銃刀法第5条の5に規定する猟銃の操作・射撃技能に関する講習及び第10条の2に規定する猟期前射撃練習について、猟期外において県又は市町村からの許可を受け、個体数調整捕獲や有害鳥獣捕獲等を実施している狩猟者に限っては、免除する規制緩和を行うこと。また、法第4条の2に規定する医師の診断書の添付の義務化についても負担の軽減を図ること。

- ③ 鳥獣被害対策については、長期的視野に立ち被害の動向を把握しながら取り組む必要があることから、現在の総合的な鳥獣被害対策を継続して実施できる予算規模を確保すること。

併せて、ニホンジカの対策には、広域的な連携が重要であることから、県が主導する取り組みに対して、「広域枠」を創設すること。

主管省庁局名 環境省自然環境局，農林水産省生産局，警察庁生活安全局  
関係法令等 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律，銃砲刀剣類所持等取締法  
鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

## 提言1. 個体数調整モデル事業の創設

1. 現状  
銃器による一斉捕獲や囲いわな等による捕獲を実施しているが、剣山山系等の高山域では、もっと効果的な捕獲が必要

新たな施策推進

## 具体的内容

1. ニホンジカに対してエサの誘引を基本とした集中捕獲実施
2. 有害捕獲や個体数調整捕獲専門のプロハンター養成
3. 大規模な捕獲資材による捕獲技術の検討

モデル事業をさらに効果的に実施するために規制緩和が必要!

## 提言2. 規制(鳥獣保護法・銃刀法)の緩和

・鳥獣保護法の規定では効果的な捕獲に支障

■銃猟の時間規制  
日没後から日の出前までの時間帯における狩猟の禁止(法第38条)

○ニホンジカが最も出没する時間帯の捕獲ができない

・銃刀法の改正による銃器所持者の負担が増加

■猟銃の操作及び射撃技能に関する講習の実施が課される(法第5条の5)

○銃刀法の改正により、銃器による狩猟者の更新時の負担が増大。高齢化に加えて狩猟者の減少に拍車

■狩猟前の射撃練習が課される(法第10条の2)

■医師の診断書の添付の義務化(法第4条の2)

■消音器等の所持の制限(法第10条の7)

○効果的な捕獲を阻害する



## 規制緩和

日没後の狩猟も可能(但しモデル事業に限る)



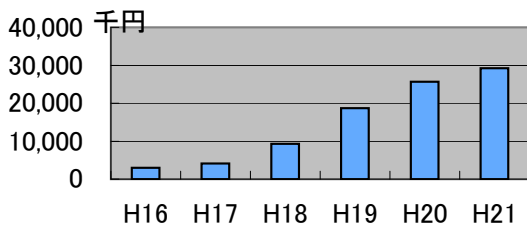
有害捕獲従事者や個体数調整従事者に限り、免除する



モデル事業に限り、制限の適用外とする

## 提言3. 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算の確保

ニホンジカの農作物被害金額



<今までも対策を講じていた>  
生息域が急激に拡大  
被害金額も5年で約10倍

(1) H23年度の被害対策の効果が現れるのか、長期的に検証する必要がある。  
→当面、H23の事業規模を継続す必要がある。

(2) 県域・市町村域を超えた取り組みが、ますます重要になる。  
県が主導し、計画を策定する「広域枠」を設けること。

・効果的な個体数調整捕獲の実施により  
・徳島ならではの豊かな自然を守り  
・人と野生鳥獣が共生する社会を構築

## 51 過疎地域の振興について

県担当課（室） 地方主権推進課

### 【徳島県の現状と課題】

#### 《新成長戦略（「元気な日本」復活のシナリオ）》

##### ◇ 観光立国・地域活性化戦略（P25）

- ・ 離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。

#### 《平成23年度国予算の内容》

- ◇ 地域圏の人口減少化に歯止めをかけ、改革を推進する受け皿を整備するため、「定住自立圏構想」及び改正過疎法を踏まえた過疎対策を推進。

#### 《民主党政策集（INDEX2009）》

##### ◇ 地域を再生させ、活気に満ちた地域社会をつくる（P8, 9, 40）

- ・ 過疎地などを活性化して、地方の暮らしの安心を取り戻します。
- ・ 過疎地などのコミュニティを再生・強化します。
- ・ 過疎地域にふさわしいインフラ整備やコスト軽減に資する施策を推進します。

#### 《現状》

- 過疎地域の振興を図っていくため、過疎債の対象範囲が、生活交通や地域医療の確保など、住民の暮らしに必要なソフト対策に拡大され、その活用が図られている。

- 過疎地域をはじめ、地域のにぎわいづくりや活性化を図っていくため、県・市町村が一体となり、UIターンなど、都市部からの移住・定住を促進している。

#### 《課題》

- ◆ 厳しい財政状況の中、意欲的にソフト対策に取り組む過疎市町村については、国のさらなる財政支援措置が必要である。
- ◆ 人口減少時代を迎える中、過疎地域の担い手不足を解消していくためには、都市部からの移住を促進する「地域おこし協力隊制度」などの積極的な活用が必要である。

平成24年度政府予算編成に向けて

### 【徳島発の政策提言】

#### 《具体的内容》

##### ① 過疎債の財源確保について

- ・ ハード・ソフト両面にわたる過疎対策の充実と、安定的な取組みを実現していくため、過疎債の財源を十分に確保すること。

##### ② ソフト対策に係る過疎債発行枠の拡大について

- ・ 住民生活に必要なソフト対策を促進するため、ソフト対策に積極的に取り組む過疎市町村については、過疎債の発行限度額に特例措置を設けるなど、発行枠の拡大を図ること。

##### ③ 地域おこし協力隊制度の拡充について

- ・ 都市住民などの人材を活用し、過疎地域の担い手を確保し、移住・定住につなげていくため、「地域おこし協力隊制度」を拡充し、短期の活動についても、財政支援措置の対象とすること。

主管省庁局名 総務省自治行政局・自治財政局  
関係法令等 過疎地域自立促進特別措置法



## 過疎債（ソフト対策）の発行限度額の拡大

**現状** 過疎債発行限度額

ハード事業”なし” ソフト事業”あり”

**展開** 生活に必要なソフト対策を加速

○国の財政支援を充実し、意欲的な市町村を後押し

**提言** ソフト対策に積極的な市町村の”限度額の拡大”

○例えば前年度発行限度満額を計画した市町村は、次年度限度額アップ

過疎債(ソフト対策)

枠の  
拡大

1.5倍程度に

ソフト対策事業の充実



※過疎債発行限度額＝基準財政需要額×(0.56-当該団体の財政力指数)÷15

## 地域おこし協力隊制度の拡充

**制度** 「地域おこし協力隊」

都市住民(若者等)を地域社会の新たな担い手へ

【条件】

- 1年以上の活動期間
- 自治体へ住民票を異動

【財政支援】

- 1人あたり350万円の特別地方交付税措置

**展開** 条件緩和し制度活用を促進

○都市住民を活用し、地域の担い手不足を解消

**提言** ”短期”地域おこし協力隊の創設

○例えば1ヶ月程度の活動期間、住民票の異動は不要

都市住民



募集・委嘱の多様化

お試し感覚で活用

過疎地域



都市住民を活用した地域の活性化、移住の促進

## 52 過疎地域における公共交通の支援策の充実について

県担当課(室) 南部総合県民局企画振興部, 交通戦略課

### 【徳島県の現状と課題】

#### 《新成長戦略》(P17)

- ◇ グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略
- ・ 地方から経済社会構造を変革するモデル

#### 《平成23年度国予算の内容》

- ◇ 地域公共交通確保維持改善事業 23年度当初 305億円

#### 《民主党の政権政策 Manifesto2009 又は 2010》(P18)

- ◇ 交通政策・公共事業

#### 《民主党政策集(INDEX2009)》(P42)

- ◇ タクシー行政の抜本改革と地域公共交通の活性化
- ・ 地域の公共交通の維持・再生・活性化

#### 《現状》

- 南部圏域における地域公共交通機関は、行政からの支援なしには成り立たない「危機的な状況」にある。  
このため圏域の4町では、「地域公共交通総合連携計画」を策定し、地域公共交通の維持・存続に向けた、主体的な取り組みを開始している。

#### 《課題》

- ◆ 南部圏域各町及び徳島県においては、過疎化・高齢化が進む地域住民の生活の移動手段の確保が必要であるが、財政基盤の脆弱な南部圏域各町及び県にとって地域公共交通の維持のための財政負担は大きく、今後の維持・存続に展望が開けない状態にある。

平成24年度政府予算編成に向けて

### 【徳島発の政策提言】

#### 《具体的内容》

##### ① 安定的な地域公共交通構築のため、財政面での支援を行うこと。

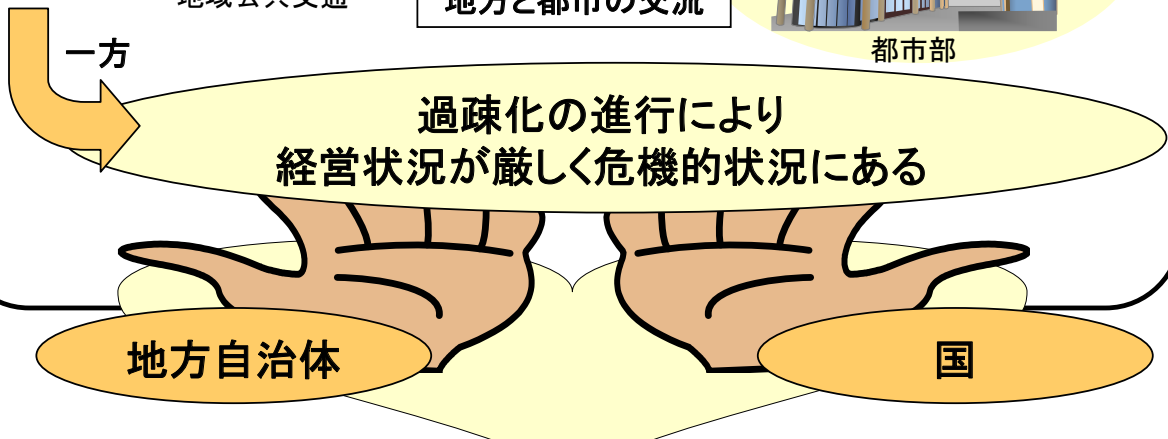
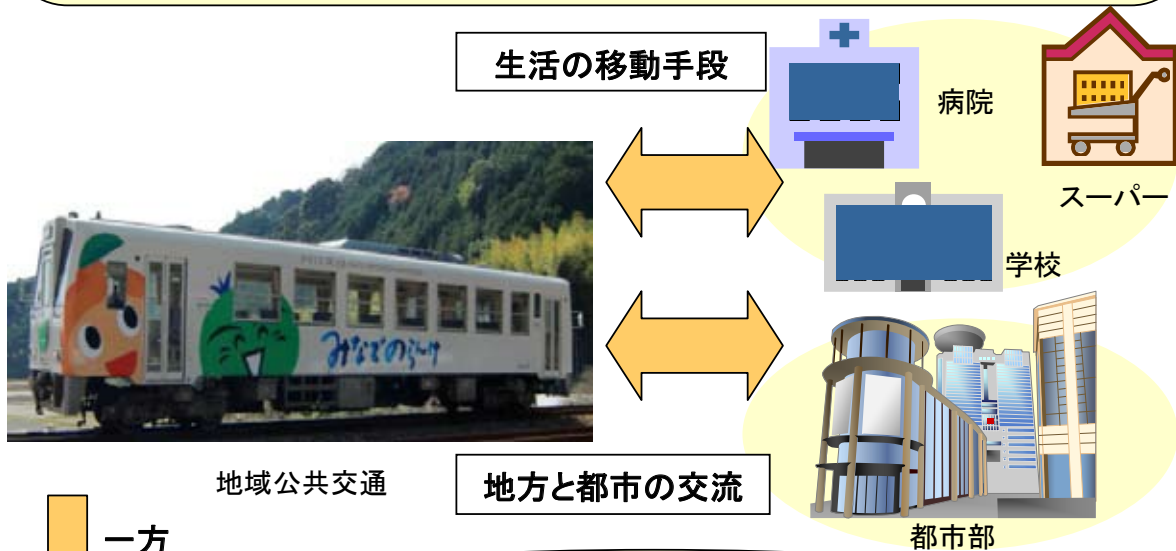
- ・ 地方自治体が第三セクター鉄道に財政支援を行う場合の、国の財政支援制度を創設すること。
- ・ 「地域公共交通確保維持改善事業」の充実を図ること。（「第三セクター鉄道の維持費用についても事業対象とすること」）

主管省庁局名  
関係法令等

国土交通省総合政策局・鉄道局  
地域公共交通活性化・再生法



- 過疎・高齢化の進展により、「生活の移動手段」である地域公共交通の重要性は一層高まっている。
- 地域公共交通は、「都市と地方の交流」の要である。



**国・地方が力を合わせ安定的な地域公共交通を構築**

**提言**

- ・地方自治体が第三セクター鉄道に財政支援を行う場合の、国の財政支援制度を創設
  - ・「地域公共交通確保維持改善事業」の充実 (第三セクター鉄道の維持費用についても事業対象に)
-